石狩市子どもビジョン(次期計画)の策定について

1. 趣旨

令和5年4月1日よりこども基本法が施行され、こども基本法においてこども大綱等を勘案 して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされた。

また、市町村こども計画は、子ども・子育て支援法に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができるとされている。

現行の石狩市子どもビジョン(第二期子ども・子育て支援事業計画などを内包)が、令和6年度末をもって終期を迎えることから、この機会を捉えて、令和7年度を始期とする5年間の第二期石狩市子どもビジョン(=石狩市こども計画)の策定を行う。

2. 計画の期間

令和7年度~令和11年度(現計画 令和2年度~令和6年度)

3. 計画の位置づけ

以下の要素を含む、本市における子ども・子育て施策の基本的な考えや方向性、目標量等を 定めた総合的な計画とする。

【内包する計画】

子どもの貧困対策推進計画/子ども・若者計画/少子化社会対策基本計画/子ども・子育て支援事業計画/次世代育成支援行動計画/母子保健計画/母子家庭等及び寡婦自立促進計画/母子保健を含む成育医療等に関する計画/(仮)石狩市子どもの権利に関する条例推進計画

4. 計画に盛り込む施策等

以下の事項を盛り込むことを想定しているが、詳細は今後検討していくこととする。

- (1) 計画の基本理念、考え方
- (2) 主な施策・事業等
 - ・子ども・子育て支援に関する施策
 - ・少子化対策に関する施策
 - 若者施策
 - 教育関連施策
 - 要保護児童対策
 - ・乳幼児や妊産婦に関する施策
 - ・教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の需給量の見込みと確保方策
 - ・子どもの権利に関する施策

5. 策定体制

石狩市子ども・子育て会議の意見や当事者である子ども・若者の意見を聴きながら、必要な 調整を行い策定する。

また、策定にあたり教育委員会をはじめ子どもに関する施策を実施する課ほか、必要に応じて関係事業者等からヒアリングを行うなど調整しながら進める。

6. スケジュール(予定)

令和6年 8月 第1回子ども・子育て会議(意見聴取)

10月 第2回子ども・子育て会議(骨子案審議)

12月 第3回子ども・子育て会議(素案審議) パブリックコメント実施

令和7年 2月 パブリックコメント結果公表 第4回子ども・子育て会議(最終審議)

3月 計画確定